

基本財産管理細則

(総則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第53条に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(基本財産の定義)

第2条 基本財産は、次に掲げる資産をもって構成する。

- (1) 設立に際し基本財産として寄付された資産
- (2) 設立後基本財産として寄付された資産
- (3) 理事会の決議により基本財産に繰り入れられた資産

(適用の範囲)

第3条 定款及び規則に定めのあるものを除き、基本財産の管理についてはこの細則の定めるところによる。

(管理責任者)

第4条 基本財産の管理責任者は会長とする。

(維持の方法)

第5条 基本財産は金融機関への長期預け入れを基本とし、定期預金、投資信託、国債の買い入れ等、安全確実な方法で管理しなければならない。

(処分の制限)

第6条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

2 前項の細則にかかわらず、特定の事業の為に用いることが有益である場合には、理事会の3分の2以上の議決及び社員総会の承認を得て、その全部又は一部を取り崩し、その事業資金に組み入れることができる。

(事業の委任)

第7条 前条第2項の事業を行う場合には、会長は事業責任者を選任し事業の遂行について委任することができる。

(計画書及び報告書等)

第8条 会長又は事業責任者は事業計画書及び事業予算書を作成し、事前に理事会に提出

しなければならない。

2 事業が終了した場合には、会長又は事業責任者は事業報告書及び事業決算書を作成し、速やかに理事会に提出しなければならない。

(計画書、予算書の記載事項)

第9条 前条各項の事業計画書及び事業報告書には次の各号が含まれていなければならない。

- (1) 事業の期間
- (2) 事業の組織
- (3) 事業の責任者
- (4) 事業の内容
- (5) 事業の公益性
- (6) 事業の効果予測又は事業の効果

2 前条各号の事業予算書及び事業決算書の収入欄には基本財産から組み入れた額を明示しなければならない。

附 則 (平成 24 年 8 月 28 日理事会議決)

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に一部改訂したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。